

令和6年10月1日から 児童手当制度が変わります！

①支給対象年齢が拡充されます

現行制度	新制度
～中学校3年生の年度末まで	～高校3年生相当年齢の年度末まで

②所得制限がなくなります

令和6年10月分より所得制限がなくなります。
ただし児童手当の受給者は、保護者のうち、所得の高い方となります。

③第3子以降の加算が拡充されます

現行制度では、18歳（高校3年生相当年齢）年度末までの子どもを第1子として数えていましたが、新制度では22歳（大学4年生相当年齢）年度末までの子どもがいて、受給者に経済的負担があれば、第1子として数えることができます。その場合、確認書の提出が必要です。

現行制度		新制度	
0歳～3歳未満	15,000円	15,000円	第3子以降 30,000円
3歳～小学生	10,000円 第3子以降 15,000円	10,000円	
中学生	10,000円	10,000円	
高校生	支給無し	10,000円	

④支払月が偶数月の年6回になります

	現行制度	新制度
支払月	6月、10月、2月（年3回）	4月、6月、8月、10月、12月、2月（年6回）

今年度は令和6年6月、10月、12月、令和7年2月に支給予定です。



ご不明な点は、越前市こども未来課（TEL22-3006）へお問い合わせください。